

手続きご案内シート

伊勢市内で
引越された方へ

転居

異動した日の翌日から数えて
14日以内に届出してください

※戸籍住民課、
各総合支所（生活福祉課）、
各支所で手続きができます



<届出に必要なもの>

- ◆窓口に来られる方の「本人確認書類」
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード〔個人番号カード〕、住民基本台帳カード、健康保険証など）
- ◆代理人が届出する場合、原則「委任状」
（同一世帯の方が届出する場合は、「委任状」は不要です。）
- ◆お持ちの方は「マイナンバーカード（個人番号カード）」、
「住民基本台帳カード（顔写真つきのみ）」
- ◆外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

令和2年5月25日から、「通知カード」の交付、再交付、記載の変更ができなくなりました。
詳しくは戸籍住民課へお尋ねください。

伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>
開庁時間 8:30~17:15
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)
※月曜日は一部窓口を19:00まで開庁しています。



<掲載情報は2024.4.1現在>

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
住所・戸籍	印鑑登録をしている方	※住所は自動的に変更になるため手続きは不要です	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 本館 1F 1 番窓口 0596-21-5547	—	—
	マイナンバーカード (個人番号カード) 住民基本台帳カード をお持ちの方	住所変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード (個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	—
年金	受給している方	年金受給権者住所変更届 ※マイナンバー(個人番号)が「未収録」の方のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	○
介護	介護保険被保険者証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の住所変更 (証の再交付を希望の方のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 東館 1F 10 番窓口 0596-21-5647	○	○
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はマイナンバー(個人番号)を確認できるもの 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9 番窓口 0596-21-5558	○	○
	障がいの手当を受けていた方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当	住所変更	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	—
	障害者医療費助成制度 ※案内重複	受給資格等変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	○
水道・下水道	水道・下水道の使用を開始・中止する方 ※下水道のみ使用の方(井戸水等)も手続きが必要	使用開始・中止の届出 ※ご希望の3日前までに申込みをしてください。 電話による受付も可能です 下水道のみ使用の方は書類の提出が必要です	※開栓手数料は、水道料金の初回請求時に合わせて請求されます (下水道のみ使用の方は、開栓手数料はいただきません)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 料金課 (上下水道窓口) 本館 1F 6 番窓口 0596-42-1501	二見のみ	—

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口				
						担当課	総合支所	支所		
ファミリー	小・中学校に通学している お子さんがいる方	転居により小・中学校の通学区域が変わるが、引き続き元の学校に通学を希望する場合は学校教育課へ相談してください								
		転校する方	転校手続き ※伊勢市での転居手続きの際、戸籍住民課の窓口で発行 ・除籍通知書 ・入学通知書	【提出先】通学していた学校 ※伊勢市の窓口で発行 ・除籍通知書 【提出先】転校先の学校 ※伊勢市の窓口で発行 ・入学通知書 ※通学していた学校から受取 ・在学証明書 ・転学児童(生徒)教科用図書給与証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【提出先】小中学校 ※担当課 教育委員会 学校教育課 (小俣総合支所 2F) 0596-22-7879	小俣のみ	—	
		転校しない方	住所変更	※通学している学校へ連絡してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通学している小中学校	—	—	
	幼稚園(公立)に入園しているお子さんがいる方	支給認定証の住所変更	※入園している幼稚園へ連絡してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入園している幼稚園	—	—		
	保育所・認定こども園に入所しているお子さんがいる方	支給認定証の住所変更	※入所している保育所・認定こども園へ連絡してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入所している保育所・認定こども園	—	—		
	こども医療費助成制度を受けている方 (0歳～中学生) ※案内重複	受給資格等変更届	・こども医療費受給資格証 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5554	○	○		
	児童手当	受給している方	※手続きは不要 ※公務員の方は勤務先へ確認してください	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—	
		受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要 ※公務員の方は勤務先へ申請してください	・別居となる児童のマイナンバー(個人番号)(記入のみ) ・委任状(代理人が申請の場合) ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13番窓口 0596-21-5713	○	○	
	※世帯構成に変更がある場合は、別に手続きが必要になる場合があります。									
	該当している方	ひとり親家庭等に 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の住所変更 ※支給停止関係届も必要な場合あり	・児童扶養手当証書 ・同居する(しなくなる)扶養義務者のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・借家の場合は契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13番窓口 0596-21-5713	○	—	
一人親家庭等医療費助成制度を受けている方 ※案内重複		受給資格等変更届	・一人親家庭等医療費受給資格証 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5554	○	—		
	特別児童扶養手当を受給している方	住所変更	・特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9番窓口 0596-21-5558	○	—		

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
国民健康	国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・世帯主、加入している方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5646	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	各種認定証をお持ちの方	国民健康保険資格変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・世帯主、本人のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> ※後日新しい被保険者証をお送りします ※世帯の構成員に変更がある場合は、窓口負担割合や認定証などの確認を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5552	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
福祉医療費助成制度	こども医療費助成制度 ※案内重複	受給資格等変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証 ※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません ・本人確認のできる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5554	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一人親家庭等医療費助成制度 ※案内重複			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	—
	障害者医療費助成制度 ※案内重複			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>